

◎新潟県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立了。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月6日

新潟県新潟地域振興局長

1 道路の種類及び路線名

県道 咲花温泉線及び新潟村松三川線

2 道路の位置

五泉市馬下字屋敷添1802番地先から同市馬下字川原20番8地先まで及び同市羽下字久徳285番地先から同市下条字堤外714番1地先まで

3 他の工作物の管理者の名称及び所在

名称 河川管理者 北陸地方整備局長

所在 新潟市中央区美咲町1丁目1番1

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕

5 管理の期間

令和7年12月25日から当該施設の存続する日まで